

○厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める率（平成十七年六月厚生労働省告示第二百七十二号）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「法」という。）附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める各年について、別表に定める率とする。

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「法」という。）附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める各年について、別表に定める率とする。

一 法附則第三十六条第一項第一号の徴収金額 納期限の翌日
 が属する年から徴収金完納の日の前日が属する年までの各年

一 法附則第三十六条第一項第一号の徴収金額 納期限の翌日
 が属する年から徴収金完納の日の前日が属する年までの各年

二 法附則第三十六条第一項第二号の徴収金額 納期限の翌日
 が属する年から猶予期間の終了日又は猶予の取消しがあつた日
 が属する年までの各年

二 法附則第三十六条第一項第二号の徴収金額 納期限の翌日
 が属する年から猶予期間の終了日又は猶予の取消しがあつた日
 が属する年までの各年

別表

別表

平成十七年	年四・九一パーセント
平成十八年	年二・七三パーセント
平成十九年	年六・八二パーセント

平成十七年	年四・九一パーセント
平成十八年	年二・七三パーセント